

役員等の変更届出書について

変更届の対象となる方（ここでは下記に示す方を「役員等」と表記します。）

- 1 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、名称を問わず、法人に対して業務を執行する社員等と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む）
- 2 株主等（発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主、又は出資の額の100分の5以上を出資する出資者。以下「株主等」と表記します。）
- 3 使用人（政令第6条の10で定める使用人）
- 4 法定代理人（個人業者で未成年者である場合）

必要書類

- 1 変更届出書（処理業とは、収集運搬業と処分業の両方を指します。お持ちの許可の種類に応じてご提出ください。）
 - ・産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十一号）
 - ・特別管理産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十七号）
 - ・産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第二十三号）
 - ・一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（第14号様式）
- 2 添付書類
 - (1) 新旧対照表
 - (2) 届出者及び新たな株主等の法人に関する履歴事項全部証明書
 - (3) 新たな役員等の本籍記載の住民票（外国人にあっては国籍等記載のもの）（注1）（注2）
 - (4) 誓約書（注2）

注1 例えば取締役から代表取締役や監査役等に役職が変更になった場合にも原則必要ですが、既に許可申請書等で住民票等が提出されていて、住所、本籍に変更がない場合は省略できます。ただし、新旧対照表だけでなく、様式に沿って氏名～本籍・住所までの記入は必要です。

注2 ・退任される方のみの場合は不要です。
・令和元年12月14日から欠格要件が改正されました。具体的な内容については産業廃棄物処理の手引き等を参照し、内容を十分にご確認の上、ご誓約ください。

注3 住民票、法人に関する登記事項証明書は発行から3か月以内のものを提出してください。

注4 変更届出書（添付書類も含む）は、正・控の2部作成してください。（控はコピーで可）郵送の場合は、控用の返送用封筒（返送に必要な郵送料分の切手を貼付し、郵送先を明記したもの）を同封して下さい。

特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業の場合
は、様式第十七号をご利用ください。

記入例

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業 廃止 届出書
変更

〇〇年 〇〇月 〇〇日

名古屋市 長 殿

- ・代理人による申請の場合、申請者と申請代理人を連記してください。
- ・行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

届出者

〒 460-8508
住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
氏 名 名古屋市 株式会社
代表取締役 名古屋 次郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 052-972-2391

許可証に記載されている直近の許可の年月日
と許可番号を記入してください。

令和元 年 8 月 8 日付け第 064000 # 555 # 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下
の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する
変更
同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は 変更した事項 の内容（規則第 10条の10第1項 第2号に掲げる 事項を除く。）		

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
		別 紙 の と お り

廃止又は変更の理由 役員の改選のため、株主の変更のため

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本産業規格 A列4番）

記入例

新旧対照表

変更した事項	新	旧
役員・使用人	代表取締役 名古屋 次郎（新任） 取締役 名古屋 太郎 顧問 愛知 花子 監査役 愛知 太郎（新任） 使用人（該当なし）	代表取締役 名古屋 太郎（退任） 取締役 名古屋 次郎 顧問 愛知 花子 監査役 五味 源蔵（退任） 使用人 愛知 太郎（監査役へ）
株主等	割合 名古屋 太郎 60 % 東海 清美 20 %（新該当） 名古屋市（株） 10 %（新該当）	割合 名古屋 太郎 50 % （株）愛知県 30 %（譲渡）

- ・変更前(旧)と変更後(新)の役員等を変更のない方も含めて)全員記入してください。
- ・「新任」や「退任」など変更事項を名前の後に記入してください。

新たに就任した者、役職を変更した者、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者に新たに該当した者の一覧

役員又は使用人（新たに就任した者、役職を変更した者）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
めい じろう 名 次郎 MEI JIROU (なごや じろう) (名古屋 次郎)	S12.3.4	〇国
	代表取締役	愛知県〇〇市××町〇番地 ××マンション8棟508号
あい ち たろう 愛知 太郎	S43.2.1	愛知県〇〇市〇〇町*番地
	監査役	同 上

- ・退任等で、該当から外れた場合は記入不要です。
- ・外国人の方は、氏名欄には、本名、本名のアルファベット表記及び通称名（ある場合）、本籍には国籍を記入してください。
- ・変更届出書の表紙にすべてを記載することができる場合は、この別紙は不要です。

株主等（新たに該当した者）

発行済株式の 総数	20,000 株		出 資 の 額	1,000 万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年 月 日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
とうかい きよみ 東海 清美	S33. 3.3	4,000 株	岐阜県△△市☆☆町〇番地	
		20 %	名古屋市◇◇区◎◎一丁目*番#号	
なごやし 名古屋市 株式会社		2,000 株		
		10 %	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	